



2023年度 市政懇談会
＜相原地区町内会・自治会連合会＞

次 第

[日時] 2023年11月13日(月) 18:30 ～ 20:00

[場所] 堺市民センター ホール

司会進行： 市民協働推進担当部長 横山 法子
相原地区町内会・自治会連合会 渡代 真知子

○ 連合会長の挨拶

相原地区町内会・自治会連合会 会長 渡代 真知子

○ 市長の挨拶

町田市市長 石阪 丈一

○ 職員の紹介

○ 市政懇談会について

第1部 地域の議題に関する意見交換

1 道路通行不便対策について

【道路部】

2 交通空白地域解消に向けた取り組みについて

【都市づくり部】

3 相原駅周辺のまちづくりについて

【都市づくり部】

4 堺市民センターの名称変更について

【市民部】

第2部 市政全般に関する意見交換

市長からの市政報告

○ 閉会の挨拶

閉会挨拶 相原地区町内会・自治会連合会 中村 博

2023年度 相原地区連合町内会 市政懇談会 議事録（要旨）

[日 時] 2023年11月13日（月）18:30～20:00

[場 所] 堺市民センター ホール

[出席者] 町田市長 石坂 丈一
市民部長 黒田 豊
道路部長 萩野 功一
都市づくり部長 窪田 高博
都市づくり部都市整備担当部長 平本 一徳
市民部市民協働推進担当部長 横山 法子
相原地区町内会・自治会連合会長 ほか17名
事務局 市民部市民協働推進課 5名
堺市民センター長

司会進行：市民協働推進担当部長
相原地区連合町内会長

- 連合会長の挨拶
- 市長の挨拶
- 出席者の紹介
- 市政懇談会について

第1部 地域の議題に関する意見交換

1 道路通行不便対策について

（1）相原駅入り口信号交差点から相模原方面の道路

相原駅入り口信号交差点から相模原方面への道路が狭小により、自動車のすれ違いが極めて困難です。利便性・安全性の観点から当該道路の改善を求めます。

（2）相原橋付近道路

きらぼし銀行・セブンイレブン交差点から相模原方向への道路「相原大沢線」の未開通部分の旧道の交通量が増えておりますが、当該道路の狭小により自動車のすれ違いが極めて困難です。利便性・安全性の観点から当該道路の改善を求めます。

（3）諏訪神社前変形交差点

諏訪神社前とハッピーストア前の交差点形状が複雑なため、困惑する車両が多くみられます。安全と利便性の観点から改善を求めます。

（4）国道16号バイパス相原IC付近

2023年6月3日未明に発生した土砂災害の影響により、今もなお相原ICが封鎖されています。早期に国道16号バイパスの法面修復工事を行い、相原ICの早期回復・規制解除を行うよう、国への働きかけをお願いします。

【回答】

道路部長

(1) 相原駅入り口信号交差点から相模原方面の道路についてお答えします。

いただいた改善案の1点目「車両のすれ違い退避場所の拡充と、A地点の停止線を後退」することについてですが、車両の擦れ違い退避場所の拡充については、相模原市から用地取得が難しいと伺っております。また、南大沢警察署からA地点の停止線を後退させると、停止線から交差点までの距離が離れ、信号の切り替わるタイミングで、無理やり進行する車両による衝突事故を招く恐れがあるため、かえって危険であるとの見解をいただきました。

次に、いただいた改善案の2点目「C地点への予備信号の設置」についてですが、この場所については、相模原北警察署と南大沢警察署に確認したところ、町田街道の交差点から約100m程度距離があり、車両が進行する間に信号が変わる可能性があるため、予備信号の設置は難しいとの見解をいただきました。

次に、いただいた改善案の3点目「この道路への町田街道側からの進入車両の抑制」についてですが、これについては、相模原北警察署と南大沢警察署に確認したところ、沿道住民や町内会の同意をいただければ、一方通行化等の交通規制の実施が考えられるとの見解をいただきました。

なお、この道路の安全性を向上させるため、町田市では、町田街道から相模原市に向かう箇所には、対向車両注意の看板を設置しました。

(2) 相原橋付近道路についてお答えします。

まず、都市計画道路の進捗状況について申しますと、きらぼし銀行相原支店のある交差点から相模原市方面へ向かう都市計画道路3・4・49号につきましては、相模原市が用地取得を完了し、現在、橋梁の設計及び河川管理者である神奈川県と協議を進めている状況です。

また、町田市側につきましては、橋梁工事の着工に併せて用地取得をすることで、地権者から合意を得ております。

工事につきましては、2025年度から着工予定で相模原市と調整を進めており、概ね4年程度の工期を予定しています。

その上で、改善案に対する見解について、お答えします。

いただいた改善案の1点目「A～D地点へ対面からの車両近接を知らせる電光掲示板等と、A地点に一時停止線の設置」についてですが、相模原北警察署と南大沢警察署から、工事中等の場合を除き、片側交互通行の交通規制は、制度がないため実施できないとの見解をいただきました。また、A地点は、一時停止の規制を実施する場所ではないとの見解をいただきました。

次に、いただいた改善案の2点目「通勤・通学時間帯の通行規制」についてですが、これについて、相模原北警察署と南大沢警察署に確認したところ、沿道住民や町内会の同意をいただければ、通勤・通学時間帯等の交通規制の実施が考えられると見解をいただきました。

なお、この道路につきましては、「道幅狭し」や、「ゆずりあって通行」の注意喚起看板を設置しております。

当面、ご不便をお掛けしますが、都市計画道路の整備完了に努めてまいりますので、ご理解願います。

(3) 諏訪神社前変形交差点について、お答えします。

改善案としていただいた、諏訪神社前の変則的な形状の交差点へ「優先道路標識」の設置については、南大沢警察署に確認した結果、優先道路標識を設置すると、優先意識が高まり、かえって危険になると見解をいただきました。

市では、この交差点の安全性を向上させるため、丸山団地から町田街道に向かう車両に対して、交差点注意の看板を設置しました。また、横断歩道や停止線の路面標示が薄くなっていたため、南大沢警察署に引き直しの要請をしております。

(4) の国道16号バイパス相原インターチェンジ付近についてでございますが、国は、6月3日(土曜日)の発災直後から職員を現地に配置し、被災状況の調査や道路復旧に向け迅速に対応してきました。

そして国は、崩落した法面の応急復旧工事の完了に伴い、先月10月27日金曜日の18時から相原インター入口の通行止めを解除しました。引き続き、歩道部分は資材置き場、作業ヤードとして使用しているため、自転車、歩行者の通行は出来ませんが、車は従来通り通行できるようになりました。

今後につきましては、着工時期未定ですが、近い時期に国による本復旧工事が行われる予定です。その際は、平日の朝9時から夕方6時までの時間帯に限り通行止めを行う予定であると伺っておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

《質疑》

相原地区社会福祉協議会

この図のB、Cの電光掲示板は設置できるのでしたか、できないのでしたか。

道路部長

できないということです。

相原地区社会福祉協議会

我々が玉ちゃんバスの南ルートに乗ってみたときに、相原地区と同じように高台で狭い道を通っていました。そのときには、すれ違えないので、バス、あ

るいは自家用車が待つ狭いところを通っていくという対応で、それが3か所あったように思うのです。ですから、一時停止は難しいというお話ですが、電光掲示板で今来ているよ、ここで待っておかなければいかんなどという対応は十分できる話だろうと思うのですが、いかがでしょうか。

道路部長

玉川学園の玉ちゃんバスの南ルートだと思うのですが、通常、バスを通すには道路幅員が6m以上必要で、その6mが確保できない短い一部区間に、バス接近という電光掲示板が数か所あることは私も存じております。今回の要望は、警察としては一時停止とセットというところも多分頭にあると思いますが、要は、そこは一時停止しなければいけない義務は生じないという見解です。もう一つは距離も長いので、電光掲示板をつけるのはなかなか難しいと警察からは伺っております。玉ちゃんバスは公共バスであり、狭い区間が短いため、電光掲示が可能であったと承知しています。

丸山町会

諏訪神社前の交差点は3方向を一時停止にしてしまうと何年か前に南大沢警察署で聞いたことがあるのです。だから、相原小学校から来るほうの一時停止を排除して、丸山団地と下側を一時停止にしたということをお伺いしたことがございます。丸山団地とハッピーストアの前を優先にしてしまうと、今度、東西が相原小学校の通学路なのです。そうすると、団地のほうからノンストップで来られたら、小学生があそこを横断しているときにどうなってしてしまうかと思うのです。昔、南大沢警察署の方に聞いたこともあって、自分が相原小学校からハッピーストアに向かうときは、やはり丸山団地のほうのカーブミラーを見て、下の諏訪神社から入ってくるほうのカーブミラーを見ながら曲がったりしています。だから、どこを優先にしたらいいというのは、自分は今の形がいいと思うのですが、その辺のところは分からない部分があります。

道路部長

全部止まれというわけにはいかないのです、そうすると、みんな一時停止にしてしまうと、果たして誰が優先か分からなくなります。車の場合、左から来る車が優先ということで交通ルール上は決まっていますが、今は丸山団地から来る側に、一時停止がされています。その上で、相原小学校側の道路を優先してしまうと、どうしても優先意識が高まってしまい、安全確認が少しおろそかになる可能性があり、優先マークをご提案いただいたのですが、それはつけないほうがよいというのが警察の見解でございます。

(司会) 地区連合会長

結論から行くと、さっきの丸山町会の意見は、優先マークをつけないほうが安全だよということですね。

丸山町会

全部一時停止にしたら、誰が優先か分からなくなってしまう。

(司会) 地区連合会長

今のところは一時停止がないのですけれども、そこを一時停止しなさいと、あなたが優先よということを強調すると危ないよということを言っているわけですね。

中相原町会

案外、皆さん、知っていないけれども、あそこは本来、制限速度は20kmなのです。結構飛ばしているのです。あそこは交差点だから危ないので、みんな当然1回止まるのです。それで見て、左折、右折をする。僕は現状でいいと思う。今日も1人丸山団地に送ったけれども、やはりそういう通り方をしているので、それしかやりようがないと思うのです。ここは昔から問題があって、歴代の連合会長が取り組んだところなのです。

道路部長

この道路は、規制の看板も20kmと立っていて、交差点の中は交差点と分かるようにカラー舗装にしておりますので、いずれにしても徐行しながら注意して走行していただき、誰かを優先にしまうと、少し危険が高まります。丸山団地から下りてくる車は一時停止が必須になりますが、交差点は車がゆっくりのほうで安全です。ただ、みんなが止まると混乱を招く部分がありますので、今の状態がよいと市としても考えているところです。

2 交通空白地域解消に向けた取り組みについて

2022年3月に「町田市都市づくりのマスタープラン」が作成された以降、それ以前の「町田市交通マスタープラン」において町田市として認識していた「交通空白地域」の定義がなくなりました。以前の「町田市交通マスタープラン」においては、相原地区には3か所（元橋、丸山団地、相原駅前団地）の交通空白地域があると示されておりました。

交通空白地域への対応として、相原地区社会福祉協議会では介護施設から車・運転手の提供を受けて高齢者の買い物便の運行を週1、2回行っており、「共助」体制は住民の皆さんのご協力のもと何とか継続できておりますが、「公助」がない中で持続可能な体制構築には至っておりません。

そこで2点質問いたします。

(1) 「交通空白地域」の問題定義を「町田市都市づくりマスタープラン」では行っていない理由をお聞かせください。

(2) 「交通空白地域」解消に向けて市営バス「まちっこ」の運行ルート変更や「コミュニティバスの新規運行開始」について担当課と意見交換を始めているところですが、もう一つの交通手段として現在介護施設の協力を得て一部地区にて限定的に行っている、買い物便の増便や運行エリアの拡大を図るために以下のような体制構築が図れないか検討いただけないでしょうか。

①住民といくつかの介護施設と地域協議会を立ち上げ、運行の拡充や費用負担について協議していく。(増便の可能性、ルートや利用時間の拡充、介護施設ごとに運行曜日の分担等)

②利用者にも相応の負担をしてもらう。

③この運行事業に対して町田市に補助金をお願いし、介護施設の負担を軽減すると同時に、介護施設に協力体制の強化をお願いする。

【回答】

都市づくり部長

議題2の「交通空白地域解消に向けた取り組みについて」お答えします。

まず、(1)についてでございますが、交通空白地区の考え方について、2014年6月策定の町田市便利なバス計画では、鉄道駅から300m及びバス停から250mより遠い地域を画一的に交通空白地区としておりました。

しかし、町田市内には、地形により移動が不便な地区があるなど、交通に関する環境は異なっております。

そのため、町田市都市づくりのマスタープランでは、画一的な交通空白地区の定義づけはせず、それぞれの地区の状況に応じて、『日常的な移動を多様な担い手・手段で支え、移動しやすい持続可能な交通環境をつくること』としております。

次に(2)についてでございますが、移動支援の取組を実施する際は、住民の方、車両を所有している福祉施設、町田市の三者で協議することが必要となります。どのような運行形態であっても、まずは、地域における交通課題の検討を行う主体となる地域協議会等を構成していただくこととなります。

市では、地域の移動支援の取組に対して、交通法規等に関する技術的支援を行っております。

また、地域の移動支援を行う団体に対して、「町田市支え合い交通事業補助金」を交付し、財政的な支援も行っております。

補助の対象につきましては、人件費や燃料費を除いた消耗品、備品購入費、印刷費などの取組に必要な経費となります。今後については、国の指針に沿いながら、多くの団体に役立つような補助を目指し、検討してまいります。

補助金の詳細及びそれぞれの移動支援などにつきましては、都市づくり部交通事業推進課までご相談ください。

《質疑》

相原地区社会福祉協議会

答弁、ありがとうございました。

その中で、先ほどお話もさせていただきましたし、今、部長のお話にもありましたけれども、町田市支え合い交通事業補助金交付要綱が、例えば、初年度30万円、2年目以降15万円といった少額の消耗品、印刷代ですとか備品代しか補助の交付対象になっていないということなので、要綱を見直していただいて、人件費、あるいは車両、ガソリン代もご検討をぜひお願いしたいと思います。

例えば、玉ちゃんバスの事業につきましては、実は玉川学園の事務局に話を聞きに行きまして、コロナになりましてからは、東ルートも、北ルートもそうなのですが、南ルートは特に乗られる方が少なくなって採算が悪化して、町田市としては900万円、あるいは1100万円といった補助金を出されています。ですから、先ほどお話ししました我々が町内でやっている買物支援の介護施設の善意による活動に対して、一事業者幾ら、例えば、数10万円単位で補助金を出していただければ、大分運行回数も増えますし、便も増えますし、あるいは利用者の方の利便性の向上につながるかと思っております。ですから、要綱を見直すご用意があるのかどうか、それだけをお聞きしたいと思います。

都市づくり部長

今お話しいただきました人件費ですとか車両の燃料費の2つの費用が非常にネックとなっているところは、私どもも認識しております。例えば、団体に年会費ですとか乗車1回についてお金を支払うとなると、道路運送法上、なかなか難しいと私どもでは考えております。ただ、全国的に、こういった移動支援といったものは、例えば、バス事業者や鉄道事業者の運行が難しくなる中で考えていかなければなりませんので、対象の経費につきましては、国や東京都等との調整や意見を伺いながら、できるだけ多くの団体が利用しやすい補助金にしたいと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいと思います。

3 相原駅周辺のまちづくりについて

相原地区では大戸踏切連続立体事業の影響で、町田街道沿いの店舗が用地買収のため他地区へ移転又は廃業せざるを得ない状況となりつつあります。相原駅東口への道路整備の影響では、飲食店7店舗が用地買収の対象となっています。相原駅西口も駅前広場や道路の整備が完了して便利になりましたが、店舗

がない閑散とした街になっています。これまで地域住民の憩いの場所だったこれらの店舗が徐々になくなっていく現状を見る中で、道路の拡幅整備だけでまちづくりの視点が全く考慮されていない計画に疑問を投げかける声が強くなっているところです。

そこで2点質問いたします。

(1) これから行う相原駅東口の道路整備については、線路沿いの町田市の用地を活用(斡旋)する等、将来に夢と希望が持てるまちづくりの観点で整備を進めていただきたいと思います。市の見解をお聞かせください。

(2) 相原駅西口の整備計画では、「駐車場を作ってほしい」との請願に対して「イベントが開催できる少し大きめの広場を作る」との回答があり相原駅西口広場が出来た経緯がありますが、今までそのようなイベントは行われておりません。相原まちづくり協議会では、月に1度程度広場を活用して屋台村を設置して相原駅周辺に賑わいを生むイベント「夜市」「朝市」の企画を検討しています。せめて月に1度程度は賑わいあるまちにすることが「まちおこし」につながると考えておりますが、相原駅西口のまちづくりに関する市の見解をお聞かせください。これから進める「まちおこし」事業にご理解とご支援をいただきたいと思っております。

【回答】

都市整備担当部長

議題3の「相原周辺まちづくりについて」お答えします。

まず、(1)についてでございますが、相原駅東口地区の街づくりにつきましては、2013年度から東口地区の地権者等で構成する「相原駅東口まちづくり検討会」において検討を行い、2020年3月に「町田市相原駅東口地区まちづくり構想」を策定し、この実現に向けたまちづくりを展開しているところです。

その中で、東口地区における道路整備は、東京都が施行する大戸踏切の立体交差化事業にあわせて、駅へのアクセス機能や、地域住民の生活に必要な都市基盤の向上を図るために整備を進めており、今後のまちづくりを進める上でも必要不可欠な事業です。

また、東口地区の道路整備に先立ち、2021年1月に用途地域をはじめとする都市計画の規制緩和を行い、新たな店舗などの民間資本が入りやすい環境づくりを進めてまいりました。

東口地区における道路整備にあたっては、引き続き、地権者等との話し合いを行い、意向を伺いながら、まちづくり構想の目標である「基盤整備にあわせた土地利用促進による生活に便利で賑わいのあるまちづくり」を進めてまいります。

次に(2)についてでございますが、相原駅西口の街づくりにつきましては、

東口地区と同様に、2014年12月に「町田市相原駅西口まちづくり構想」を策定し、まちづくりの目標である「誰もが安心して住み続けられ、訪れたい活気と魅力あるまちづくり」を目指しております。

このまちづくりの目標の実施にあたっては、駅前広場等のハード整備とあわせて、住民をはじめ地域に関わる皆様に使い・活用していただくソフトの取り組みの両輪で進めていく必要があると考えております。

今回お話しいただきました、相原駅周辺に賑わいを生むイベントの開催については、町田市においても「まちおこし」に繋がる企画となるよう協力させていただきたいと考えております。

相原まちづくり協議会の「まちおこし」事業は、これから進めるとの事ですので、ぜひ早めに市にご相談いただき、実施に向けた協議をさせていただければと思います。

《質疑》

丸山団地自治会

相原は西口だけではないので、西口がうまくいけば東口でもそういったイベントをいろいろ開催したいので、東口のイベントができるような広場もぜひ考えていただければと思いますので、つけ加えさせていただきます。

都市整備担当部長

東口の広場については1500㎡ぐらいの広場になると思います。使い方については、また地元の皆様のご意見を伺いながら、どういうイベントに使えるかは、今後、協力して協議してやっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

丸山団地自治会

東口の広場はJRから借りたか、譲り受けたかなのですけれども、あれは道路なのでしょうか、広場なのでしょうか。そこら辺が分からないものですから。

都市整備担当部長

用地についてはJRから町田市が購入して、市の土地ということになります。そして、広場というよりは道路ということです。

丸山団地自治会

あれは道路仕様なのですね。

都市整備担当部長

法律上は道路ということになりますので、道路法にのっとりた使い方が求め

られますけれども、どこまでができてどこまでができないというのは今後お話をしたいと考えております。

相原地区社会福祉協議会

先ほど規制緩和をして民間資本の導入というお話がありましたけれども、具体的には、こういったお店ですとか飲み屋、小売店が東口に進出可能な形になるということなのではないでしょうか。

都市整備担当部長

具体的にどういうものが可能かという、背の高いビルが建っていくというイメージではなくて、例えば、レストランとかカフェ、今言った駅前広場にはスーパーとかドラッグストア、アパレル店など、今のところ市は商業施設をイメージしているところでございます。

都営武蔵岡自治会

今言ったアパレル店やレストランは東口のどこにできるのですか。

都市整備担当部長

あくまで、どこにできるかは地権者の皆様の考えによることですけれども、用途で言えば近商地域という用途がかかっておりますけれども、例えば、駅前広場の周辺、隣接地にスーパーとかアパレル店というところを市はイメージしております。

都営武蔵岡自治会

広場の中ではなくて周りですか。

都市整備担当部長

広場は道路ということなので、道路に隣接した各土地の皆様がどういう利用をするかということが今後の課題です。

都営武蔵岡自治会

そういう計画があるという理解をしていいですね。

都市整備担当部長

そのあたりはあくまで地権者様のご意向があるので、市もご意向を確認しながら、少しずつ誘導的なものはさせていただいております。

都営武蔵岡自治会

分かりました。ありがとうございます。

自分の意見を言うてはいけないのでしょうかけれども、東口も西口も同じなのですけれども、今、いなげやさんも同じで、なくなった後に、次のものができるまでの間というのがあるのです。例えば、東口の道路を全部整備したときに商店も、飲み屋も全部なくなった期間があり、それから建物ができて新たに入ってくるとしても、その間があるわけです。そこが空白地帯というのですか、それにまちづくりで夜市をやったとしても、それは一時的なものであって常設するものではないので、私個人としては、それで補いはつくものではないような意見を持ちますけれども。

都市整備担当部長

まちが出来上がるまではどうしても時間がかかってしまいます。その中で、今回企画していただいている夜市、朝市は、その間をつなぐ事業としても、にぎわいをつなぐ事業としても有効なイベントだとは考えておりますので、そのあたりは市としても協力していきたいと考えております。

中相原町会

東口の道路の整備の一環ですが、線路際に市の用地がございます。今すぐどうではなく将来的に、これの活用方法か何かを考えておられるかどうか。いろいろな使い方があると思いますけれども、それをお伺いしたいと思います。

都市整備担当部長

東口の自転車駐輪場や線路沿いの市有地については、現在、具体的な活用計画はございません。一方、現在、市は、駅前広場の整備と併せて、駅前広場に接する街区の地権者の皆様と敷地の一体的な土地利用や施設整備等についてご相談させていただいております。今後、地権者の皆様とのお話が進み、地域の皆様にご相談できるようになりましたら、東口地区の地権者などで構成する相原駅東口まちづくり検討会や町内会の皆様にご意見を伺って、土地利用の活用計画をまとめたいと考えております。

中相原町会

ということは、ざっと言えば、地権者がその気になれば、市としてもあの土地を有効活用しますよと捉えましたので、よろしいですね。

都市整備担当部長

これは道路整備の代替地という名目で用意した土地ではございませんので、あくまでまちづくりのための用地として持っていますので、皆様のご意見を聞きながら活用を考えていきたいと思っております。

4 堺市民センターの名称変更について

堺市民センターの堺とは、相原町・小山町・小山ヶ丘を合わせた一帯を指す地域名です（堺村に由来）。小山市民センターが建設されたことにより、小山町・小山ヶ丘の住民は主に小山市民センターを利用しています。現在堺市民センターは相原町の住民が主に使用しており、堺という名称は相応しくないと考えます。

現住所の相原町に則し、「堺市民センター」から「相原市民センター」への改称を求めます。

【回答】

市民部長

議題4の「堺市民センターの名称変更」について、お答えします。

まず、「堺市民センター」の「堺」の名称についてですが、1889年（明治22年）の町村制施行により、当時の相原村と小山村が合併してできた神奈川県南多摩郡の「堺村」の名称が由来であると考えます。また、この「堺」の名称ですが「堺村」が武蔵国と相模国の境界であることから「堺」という名がついたと言われていています。

その後、「堺村」は、1954年（昭和29年）に町田町と南村が合併してできた新しい町田町と忠生村、鶴川村と1958年（昭和33年）に合併し、町田市となりました。

次に「堺市民センター」についてですが、1958年（昭和33年）の町田市制施行時に、「旧堺村役場」の場所に、「堺支所」として設置され、1983年（昭和58年）に「堺支所の建替え」を機に、支所機能とコミュニティーセンター機能を併せ持つ「堺市民センター」となり、現在に至っております。

「堺市民センター」の「堺」の名称は、町田市の歴史を語る上で意味があり、また長年使用している名称にもなります。この名称の変更につきましては、今回初めて伺った要望でもあるため、まずは研究していきたいと考えております。

《質疑》

都営武蔵岡自治会

これに対しては、いろいろな答えはあまり出てこないだろうと思ったのですが、私自身、地元の間人ではないので、何で堺市民センターというのだろうというのには本当に疑問に思っていたところです。堺はどこなのという感じがあったので、これは相原になってもいいかと個人的には思います。ご検討をよろしくお願いします。

丸山団地自治会

堺中学校が残ってしまうのだってそうです。小山もあるけれども、本当は相原にある中学校だったら相原中学校になるのだけれども、伝統があるので、そういうことを言い出すと、本当にいろいろありますから、僕はこれでいいと思います。すみません。

市民部長

いろいろなご意見があると思いますので、まず、いろいろな地域の方のご意見を聞かせていただこうかと考えています。

丸山団地自治会

私は堺を残したいです。

第2部 市政全般に関する意見交換

市長からの市政報告

それでは、まとめということなのですが、今の最後の話なのですが、小山ヶ丘小学校は中学は堺中になっているので、なかなか簡単に事が進まないということなのです。相原中学になると、小山ヶ丘の人はどうすればいいのだと。小山ヶ丘小学校を卒業すると、今、堺中に来ていますので、まだ研究の余地がある。しかも、学校は卒業生がいますので、堺中の卒業だと言うので、学校の名前もなかなか難しいです。

実は私が大人になってから鶴川団地ができたのですが、鶴川村というところに生まれていますので、昭和33年に合併した後、鶴川村は大蔵町とか野津田町となっていたのです。そこへ鶴川という町ができてしまったのです。ちょっとかちんときたのです。野津田村に住んでいた人間としては、鶴川は村なので、その一部に鶴川団地という町内会として鶴川ができてしまったので、鶴川というのは全体の名前だったはずではないのかと思ったので、土地の名前は結構面倒くさい話なのです。私は、そのとき村全体の名前を一部に使っていいのかと思ったのですが、それはそれでしようがないので、そういうふうになってしまったのですが、そのような引っかけをするというのも、土地の名前はとても難しいと思います。

「広報まちだ」の15日号があさって出るのですが、そこに旧の郡、南多摩郡の名前の話を入れていまして、今どんどん郡の名前が消えていっているのです。郡は市ができると独立して郡から外れるのです。元の郡のエリアが全部市になってしまうと、郡の名前そのものがすぽんと消えてしまうのです。平成の

合併でずっと消えていってしまっていて、私も年寄りになったからということではないのだろうけれども、歴史的に生きてきた人間にとっては、例えば、山梨というと北杜市は北巨摩郡とか、とてもいい郡の名前がたくさんあるのですけれども、日本中から消えていっているのです。そこで暮らしている人は寂しいかと思いました。

今日はお礼を言わないといけないのですけれども、こういうレポートの中に特別養護老人ホームの話がありまして、2009年に45%だった1年以内入所が今90%を超えているのです。これは何ととっても相原地域の皆さんが設置に賛成していただいたおかげです。新しくできたところの半分以上が相原地域にできているのです。

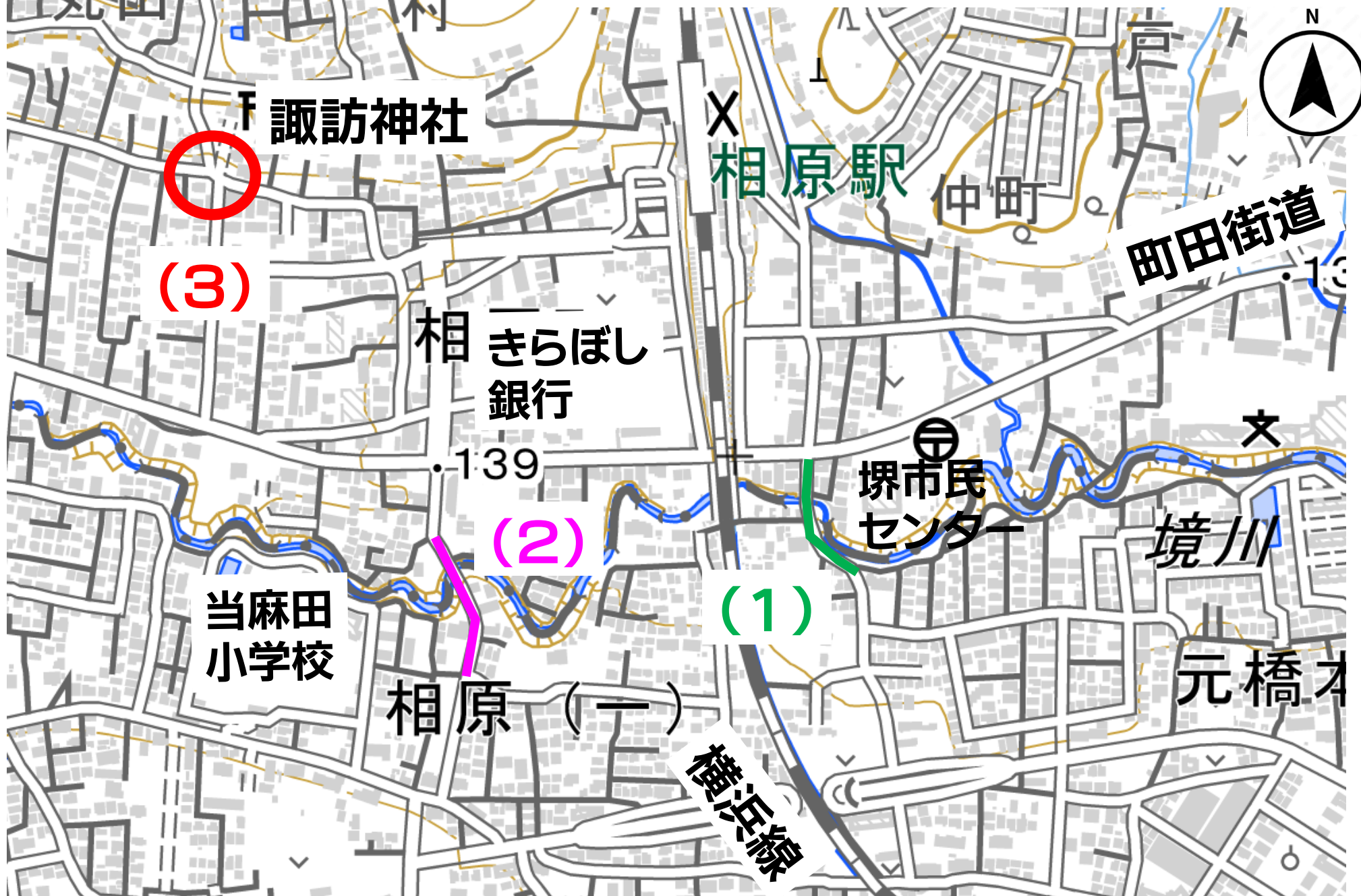
私の住んでいる広袴の近くの第二清風園は葛飾に本部があるのですが、葛飾のほうはどうですかと理事長に聞いたところ、葛飾は近くて群馬だよと言っていました。当然なのですが、23区内では行かれない。1年たっても、2年たっても、何年たっても行かれないので、行くとなると北関東がメインになる。北関東を越えると東北になってしまうのです。特別養護老人ホームとして行くのはいいかもしれない。では、家族が毎月東北に行けるかと。でも、実態はそうなのです。

ところが、町田の場合は、相原地域を中心に、青森から見えた法人の椿もできたので、実際に極端に言えば毎週でも行けるわけで、こういう都市は例外なのです。三鷹であろうが、武蔵野であろうが、みんな近いところで西多摩のほうに行っています。近いところの話でも八王子から先、西のほうに行っていないので、ほとんどは北関東になってしまっているというのが、介護の現状です。

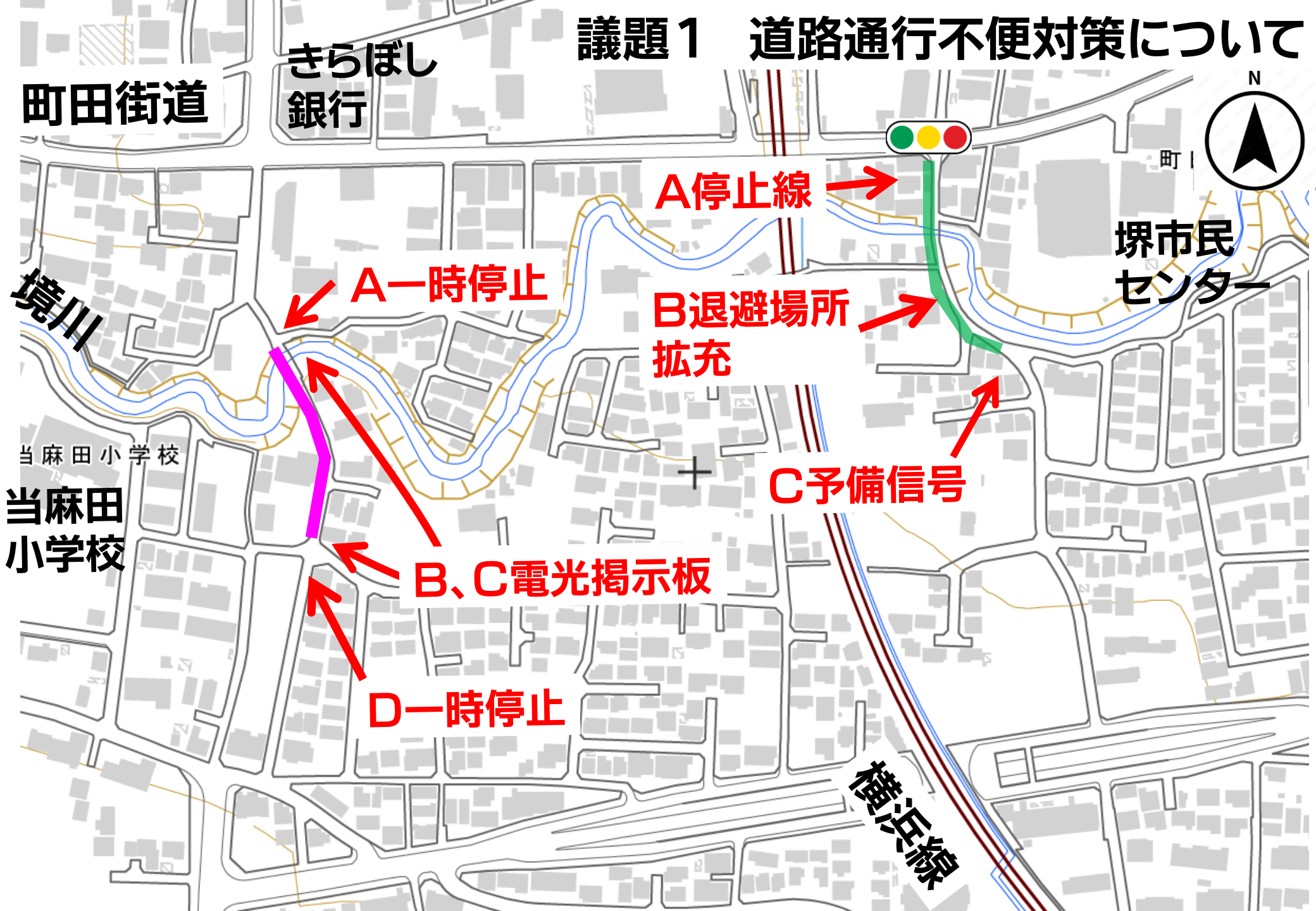
日中のサービスも介護の人たちが足りません。23区では、介護難民と言われているのですが、なかなか人が来られないということで、町田市の事情というのは非常に特別な例で、ほかはこのようなことはあまりないのです。最初に申しました、それもこれもこの相原の地域の皆さんと一緒に協力していただいたおかげだと思っております。今日はその一言だけ申し上げたくて、それだけは今日は言わなければと参りました。本当にありがとうございました。

○閉会の挨拶（相原地区連合町内会）

議題1 道路通行不便対策について



議題1 道路通行不便対策について



町田街道

きらぼし
銀行

堺市民
センター

境川

当麻田小学校
当麻田
小学校

横浜線

A停止線

A一時停止

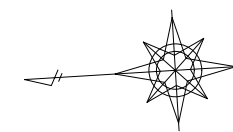
B退避場所
拡充

C予備信号

B、C電光掲示板

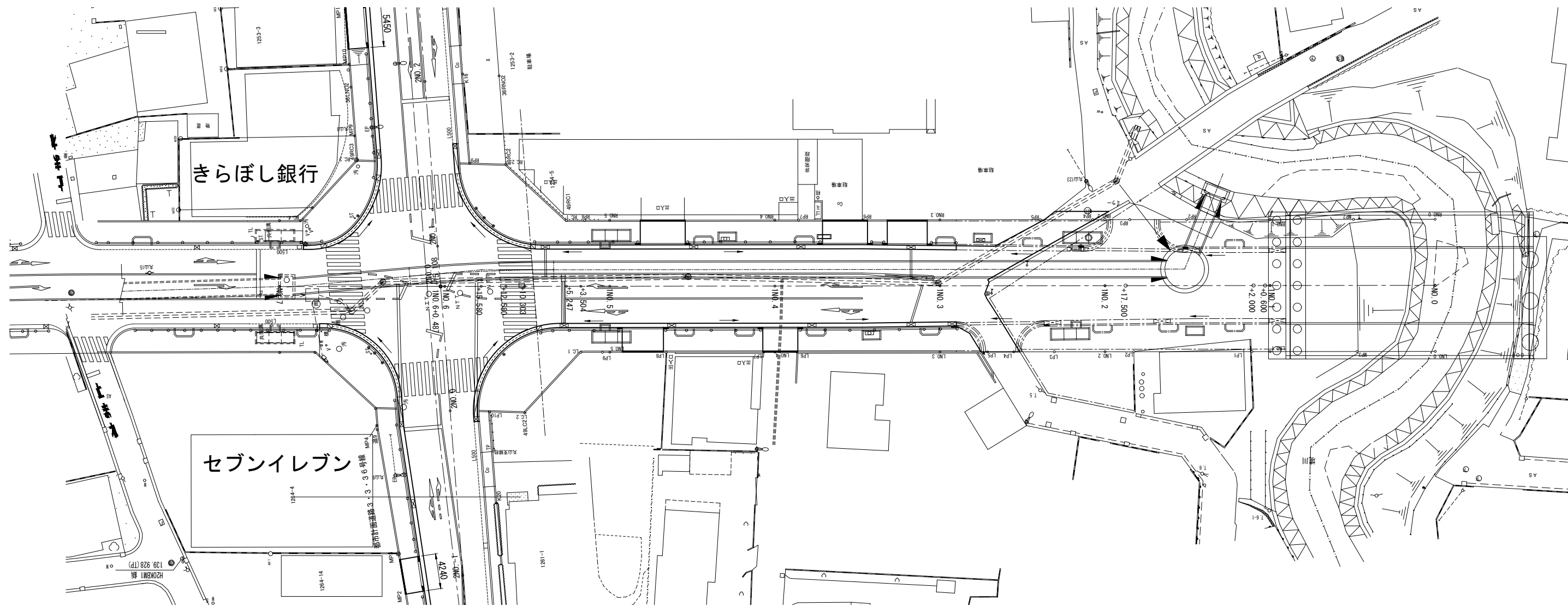
D一時停止

町田市側 平面図



至 町田
町田街道

←町田市 相模原市→



至 八王子

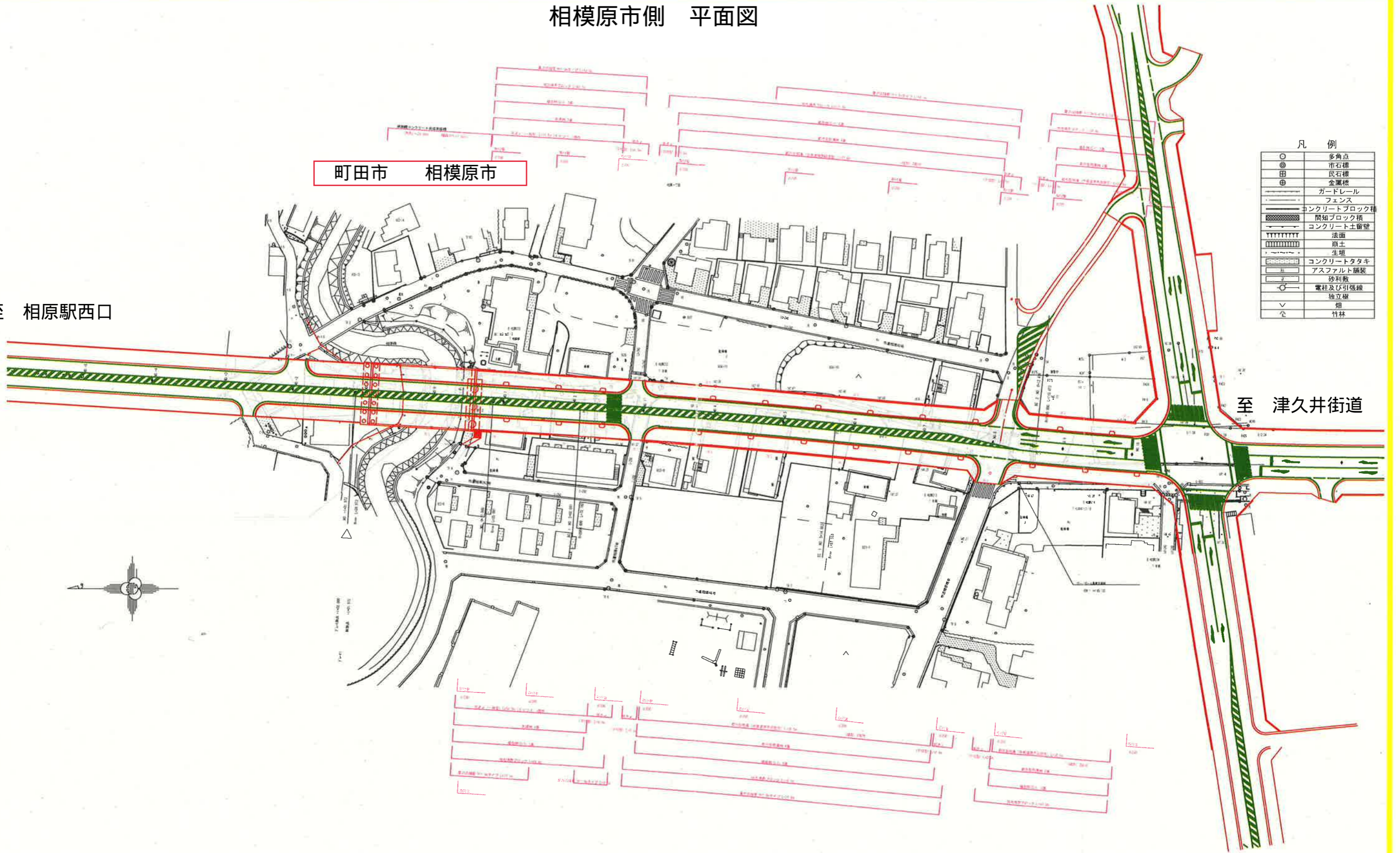
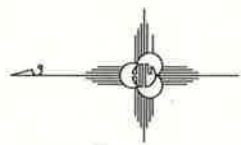
相模原市側 平面図

町田市 相模原市

至 相原駅西口

至 津久井街道

凡 例	
○	多角点
⊙	市石標
⊕	民石標
⊗	金属標
—	ガードレール
—	フェンス
▨	コンクリートブロック積
▩	間知ブロック積
▧	コンクリート土留壁
▦	法面
▤	崩土
▥	生垣
▣	コンクリートタタキ
▢	アスファルト舗装
▧	砂利敷
○	電柱及び引張線
△	独立樹
▽	畑
⊕	竹林



土砂災害による下り線オンランプ通行止め解除のお知らせ (国道16号 八王子バイパス鑓水IC～坂下交差点間)

台風2号に伴う土砂崩落個所の応急復旧工事を進めて参りましたが、この度作業が完了したため、通行止めの解除を行います。

《通行止め解除の予定日時》

■ 予定日時 令和5年10月27日(金) 18時から

※今後の天候などにより変更の可能性があります。

※引き続き、自転車、歩行者の通行はできません。

※応急復旧工事を実施した法面において、異状を検知した場合は、通行止めを実施することがあります。

※今後、本復旧工事を予定しております。工事の実施により、下り線オンランプの通行止めを行いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。 ※下記参照願います

【本復旧工事施工中の通行可能時間帯】

○は通行可能、×は通行止め

時間	曜日	月	火	水	木	金	土	日
0時00分～9時00分		○	○	○	○	○	○	○
9時00分～18時00分		×	×	×	×	×	○	○
18時00分～24時00分		○	○	○	○	○	○	○

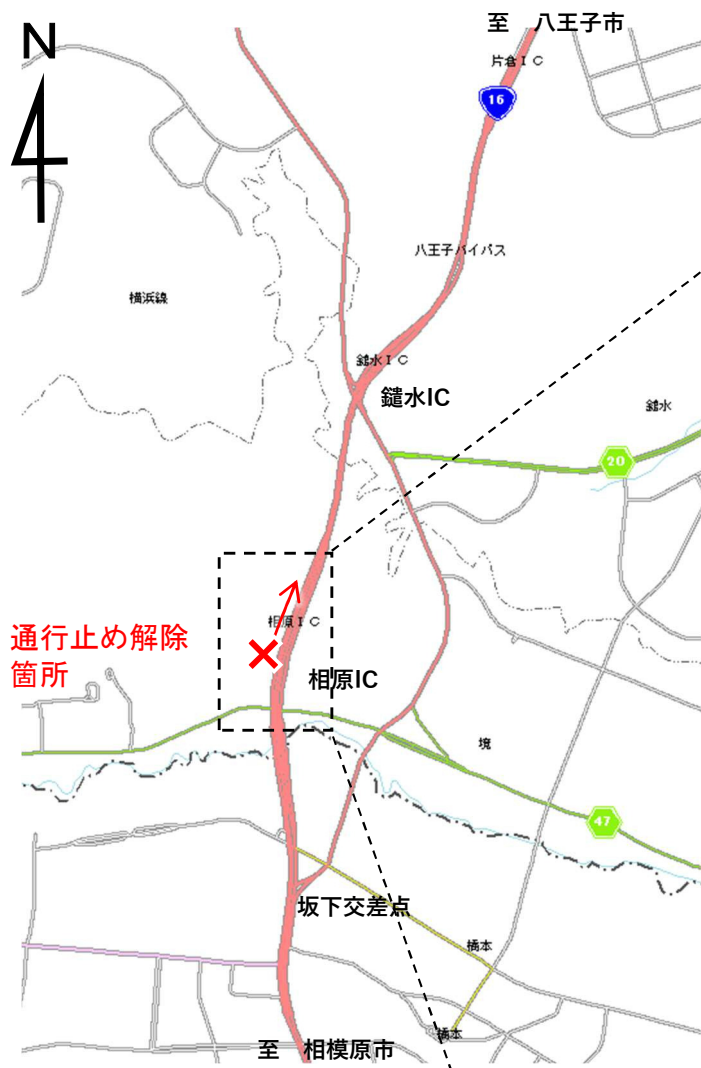
※祝日は土日同様、0時00分～24時00分の時間帯で通行可能

※平日の作業休工日は、9時00分～18時00分の時間帯も通行可能

<問い合わせ先>

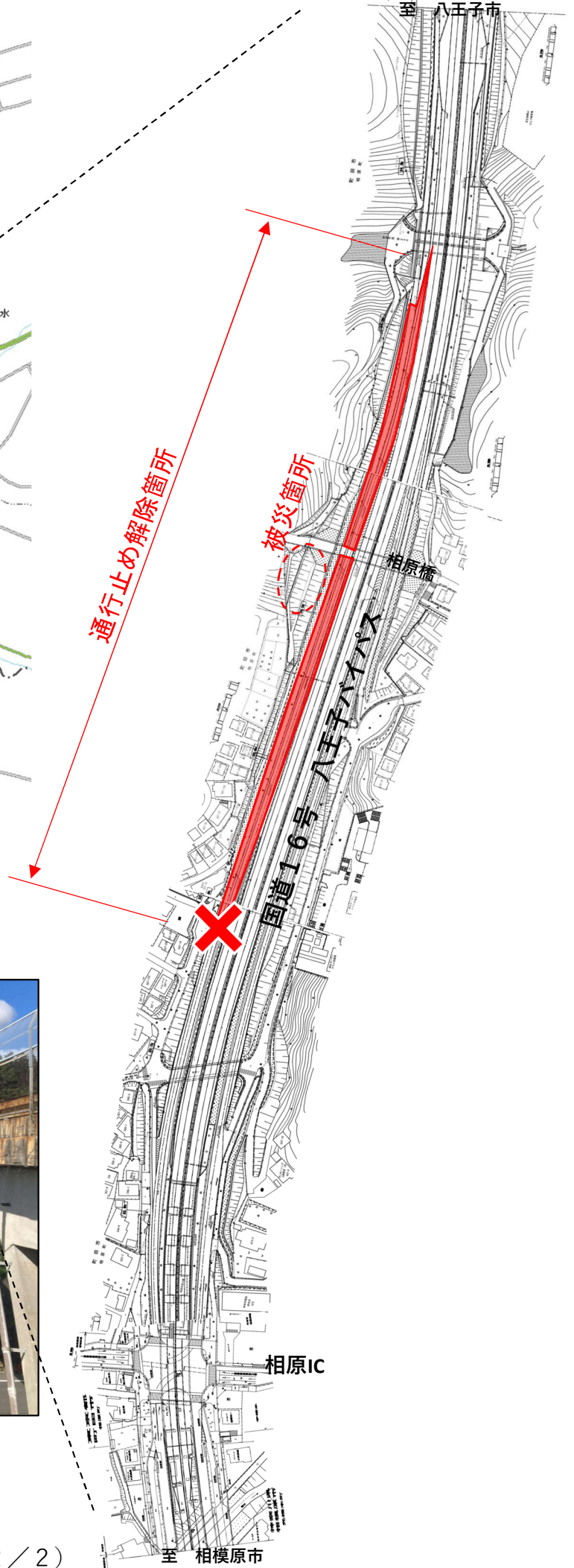
関東地方整備局 相武国道事務所 計画課 事業対策官 有上(ありうえ)
電話：042-643-2010(直通) FAX：042-646-5884

【位置図】



「(一財)日本デジタル道路地図協会のデジタル道路地図を使用」

【拡大図】



応急復旧工事 令和5年10月10日撮影